

非上場株式の相続評価に係る総則 6 項の裁判事例 (特定の評価会社外し事案)

May 2025

In brief

非上場株式の評価に関する財産評価基本通達 6 項(以下、「総則 6 項」)の適用可否が争われた裁判で、2025 年 1 月 17 日、東京地裁は総則 6 項の適用を認めず、国の更正処分等を取り消す納税者勝訴の判決を出しました。不動産の評価を巡り総則 6 項の適用が認められた最高裁 2022 年(令和 4 年)判決以降、非上場株式の評価に関しては 2024 年にも東京高裁で納税者が勝訴¹しており、今回の判決も国に総則 6 項の適用を認めない判断がされました。

本ニュースレターでは本判決の概要と争点、判決の意義等について解説します。なお本件は国の控訴を受けて係属中であり、控訴審においては判断が異なる可能性があります。

In detail

1. 事案の概要

2013 年 10 月に死亡した被相続人 X は、相続開始直前に行われた第三者割当増資によって非上場会社である A 社の株式 1,017,856 株を保有していました。X の相続人である原告ら(以下、「相続人ら」)が、相続又は遺贈により取得した A 社株式の価額を、財産評価基本通達(以下、「評価通達」)に基づき小会社の併用方式により 1 株当たり 1,853 円と評価して相続税の申告をしたところ、評価通達の定めにより評価することが著しく不適当であるとして、課税庁から総則 6 項によって 1 株当たり 3,443 円の評価額に基づく更正処分等を受けました。この更正処分等の取り消しを求めた相続人らは、審査請求の棄却(2021 年裁決²)を経て、東京地裁に対して訴訟を提起しました。



¹ 通称「仙台薬局事件」。東京高裁 2024 年(令和 6 年)8 月 28 日(TAINS コード Z888-2667)。なお、東京地裁 2024 年(令和 6 年)1 月 18 日判決(TAINS コード Z888-2556)については、PwC 税理士法人「非上場株式の相続評価に係る総則 6 項の裁判事例」参照。

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/tax-estate-taxation/eth-20240408.html>

² 国税不服審判所裁決 2021 年(令和 3 年)8 月 27 日(TAINS コード F0-3-765)

A 社株式の主要な評価額

評価方法	評価額	概要
純資産価額方式 (評価通達 189-3 本文)	3,443 円／株	<ul style="list-style-type: none"> 課税庁が 2017 年及び 2018 年の更正処分等で用いた評価額(以下、「本件各更正処分価額」) 株式保有特定会社³に該当する場合の評価方式
S1+S2 方式 (評価通達 189-3 ただし書き)	2,263 円／株	<ul style="list-style-type: none"> 相続人らが 2017 年の修正申告で用いた評価額 株式保有特定会社に該当する場合に純資産価額方式に代えて、納税者が選択可能とされている評価方式
併用方式 (評価通達 179)	1,853 円／株	<ul style="list-style-type: none"> 相続人らが 2014 年の相続税確定申告及び 2017 年の更正の請求⁴で用いた評価額 株式保有特定会社に該当しない場合に純資産価額方式に代えて納税者が選択可能とされている評価方式 純資産価額と類似業種比準価額との折衷により評価

2. 特徴的な事実関係

本事案では、特徴的な事実関係として以下が挙げられます。とりわけ X の相続開始前に行われた A 社の新株発行と配当によって、株式保有特定会社及び比準要素数 1 の会社のいずれにも該当しないこととなり、小会社として併用方式による評価が可能となった点が重要です。

- 相続開始直前の 2013 年 8 月 9 日に A 社が払込金額の総額を約 36 億円として、X に全株式を割り当てる第三者割当てによる募集株式発行を行った(以下、「本件新株発行」)。当該金額は、X が保有していた上場株式を同年 4 月から 5 月までの間に売却した代金約 38 億円が入金されていた預金口座から払い込まれた。
- 同日に定款の目的の一部を変更して「投資業及び有価証券の保有等」とした上で、A 社は本件新株発行により調達した資金等を原資に上場株式、証券投資信託及び外国債を購入した。取得資産のほとんどは株式保有割合の判定の基礎となる株式に該当するものではなかった。
- 本件新株発行前の A 社の株式保有割合は約 89.2% であり、株式保有特定会社に該当していたところ、本件新株発行等を実施後は約 26.1% となり、株式保有特定会社に該当しないこととなった。
- 2013 年 9 月 30 日に A 社はそれまで行っていなかった配当を実施した(以下、「本件配当」)。これにより、本件相続開始時において A 社は評価通達 189(1)に定める「比準要素数 1 の会社」に該当しないこととなった。
- 2017 年 7 月 31 日及び 8 月 14 日に相続人らは A 社による自己株式の取得により、A 社株式を 1 株当たり 3,736 円で A 社に譲渡し、租税特別措置法第 9 条の 7 によるみなし配当の特例及び同法 39 条による相続税の取得費加算の特例を適用した。
- 2017 年 8 月 25 日に相続人らの一部は A 社の自己株式をそれぞれ譲渡した株式数と同数、1 株当たり 3,736 円(上記と同額)で引き受けた。

3. 本判決の判示

東京地裁は本件の争点は①本件各更正処分価額が本件株式の客観的交換価値を上回り、本件各更正処分が相続税法 22 条に違反するか否か、②本件株式の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることが平等原則に違反するか否かの 2 点であるとしました。

³ 評価通達 189(2)において規定されており、現行の評価通達では「株式等保有特定会社」とされています。以下同じ。

⁴ 更正の請求では 1 株当たり 1,858 円とされているものの、差額の原因は不明です。

その上で、東京地裁は争点②について、最高裁 2022 年(令和 4 年)判決の判断枠組み⁵に沿って、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情(以下、「特別の事情」)があるか否かによって判断するものとし⁶、以下の内容を判示しました。

(1) 評価通達に基づく評価方法

評価会社が株式保有特定会社に該当するかどうかの判定に際しては、課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が株式保有特定会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うという規定があります(評価通達 189 柱書きなお書き)。これはいわゆる「株特外し」を防止するための個別規定として導入されたものです。

この点判決は、「被告は、評価通達 189 柱書きなお書きが適用される場合に係る主張をするが、同なお書きの要件該当性につき、具体的な主張立証をしないから、同なお書きが適用される場合に係る被告の主張は採用することができない。」としました。

個別規定の適用が否定される結果、株式保有特定会社に該当しない A 社の株式の評価通達に基づく評価は、併用方式によることとなります。したがって判決は特別の事情がない限り、通達評価額によらない本件各更正処分は平等原則に違反して違法となるとしました。

(2) 通達評価額によらない更正処分等が平等原則に違反するか否か

最高裁 2022 年(令和 4 年)判決では、特別の事情の判断要素として①相続税負担の著しい軽減と、②相続税の負担を減じ又は免れさせることを知り、かつ、これを期待していたかという税負担軽減の意図、の 2 点が挙げられています。本事案においても、国はこれらの事情があつたために平等原則に違反しないと主張しています。これに対して、判決は以下のように判断しています。

- ・ A 社株式の価額が併用方式により評価されるという前提のもとでは課税価格の合計額は約 21 億円、相続税の総額は約 9 億円となる。これに対して、本件新株発行等を行わずに上場株式を売却した後のキャッシュを保有し続けていた場合にはそれぞれ約 38 億円、約 17 億円となることから、本件新株発行等によってそれぞれ約 17 億円(約 45%)、約 8 億円(約 49%)が減少したこととなる。

しかし、「評価通達 179(3)は、小会社の株式の価額の評価方法について、納税義務者による純資産価額方式と併用方式の選択を認めているところ、仮に原告らが純資産価額方式を選択していれば、課税価格の合計額、相続税の総額、納付すべき相続税額は本件各更正処分におけるそれらと同額となり」、「本件新株発行等をしなかった場合からの課税価格の合計額、相続税の総額の減少の程度は」、それぞれ約 1 億円(2.5%)、約 0.5 億円(2.8%)にとどまる。

上記の通り本件新株発行等により、相続税の総額等は相当程度減少するものの、この減少は、「本件新株発行等をしたことにより直ちに生ずるものではなく、評価通達 179(3)が、小会社の株式の価額の評価方法について、納税義務者による純資産価額方式と併用方式の選択を認めていることにも起因するものといえる」。

「なお、客観的な交換価値としての時価は一義的なものではなく、その評価方法も複数あり得るところ、評価方法が異なれば、それぞれの方法が合理的であっても評価額に違いが生ずるのは当然である」から、併用方式による評価額と純資産価額等との間に「大きなかい離があることをもって、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるということはできない」。

また、「評価通達が、純資産価額方式と併用方式のそれぞれを合理的な評価方法とし、いずれによるかは納税義務者の選択に委ねることとしている以上、仮に原告及び X が本件新株発行等をした時点で併用方式を選択することを予定していたとしても、そのことを上記の事情の有無の判断に当たり重視することは相当地ない」。

⁵ 最高裁 2022 年(令和 4 年)判決の判断枠組み及び事案の要旨については、PwC 税理士法人「非上場株式の相続評価に係る総則 6 項の裁判事例」参照。<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/tax-estate-taxation/eth-20240408.html>

⁶ 争点①については、検討するまでもないという判断が示されています。

- ・ 本件新株発行等により相続税の総額等は相当程度減少することとなるが、課税価格の合計額は約 21 億円、相続税の総額は 9 億円と相当高額に及んでおり、それらの減少の割合も 5 割未満にとどまる。

「上記の減少は、評価通達が、小会社の株式の価額の評価方法について、納税義務者による純資産価額方式と併用方式の選択を認めていることによるものであり、必ずしも本件新株発行等のみによるものではない。そうすると、本件新株発行等により、原告らの相続税の負担が著しく軽減されるものであると評価することは困難である。」

加えて、原告らは X が養子とした孫に財産を相続させることにより相続税法 18 条による相続税の 2 割加算がされることとなる行為もしており、これらの行為も含めて全体としてみれば、原告及び被相続人の行為が、原告らの相続税の負担が著しく軽減されるものであると評価することまではできない。

(3) 結論

「以上によれば、本件において、本件株式の価額を評価通達の定める方法により評価することが、本件新株発行等のような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と原告らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するということはできない。」

「したがって、本件株式の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、租税法上の一般原則としての平等原則に違反するといわざるを得ない。」

4. 裁決における判断

一方、先行する 2021 年裁決では、争点を①本件株式に適用される評価通達に定める評価方法は、併用方式か、評価通達 189 柱書きなお書きに該当するために純資産価額方式と S1+S2 方式との選択となるのか、②上記いずれであるとしても、本件株式の価額を当該評価通達の定めにより評価することが著しく不適当と認められる特別の事情があるか否かであるとしました⁷。

その上で、争点①については、東京地裁判決では具体的な主張立証がなされていないとして国の主張が認められなかった評価通達 189 柱書きなお書きの適用があり、A 社は株式保有特定会社に該当するとしています。また、争点②については、評価通達に従って S1+S2 方式により評価することが著しく不適当であるとして、純資産価額方式により行われた本件更正処分等は違法ではないと結論づけています。

(1) 評価通達に基づく評価方法

証券会社の担当者との相談(以下、「本件相談」)の内容を踏まえると、「相続開始直前に行われた本件新株発行及び本件資金を含めた資産の運用に係る一連の行為が、請求人 B の主導の下、本件相続税の課税価格を圧縮し、相続税の負担を大きく軽減することを直接の主たる目的として行われたことは否定し難い。」

「請求人らが主張する MBO 目的や資産運用目的等は、将来の抽象的で不確実な事態に対する対応策として全くなかったとまで認められるわけではないかもしれないが、少なくとも、以上の事情の下では、それが上記一連の行為による本件法人の資産構成の変動の合理的な理由となると認めるることは困難であり、その変動は、本件法人が株式保有特定会社と判定されることを免れるために行われたものと認めるのが相当である。」

「そうすると、本件法人については、評価通達 189 なお書きに該当する事情があるから、本件法人が株式保有特定会社に該当するか否かの判定に当たり、本件新株発行及び本件資金を含めた資産の運用に係る一連の行為による資産構成の変動がなかったものとして判定することには合理性が認められる。そこで、その変動がなかったものとして判定すると、本件法人は株式保有特定会社に該当する。」

(2) 通達評価額によらない評価をすべき特別の事情があるか否か

「本件新株発行及び本件資金を含めた資産の運用に係る一連の行為が、請求人 B の主導の下、相続税の課税価格を圧縮し、相続税の負担を大きく軽減することを直接の主たる目的として行われたと認められ、本

⁷ 最高裁 2022 年(令和 4 年)判決よりも前に出された裁決である点に留意する必要があります。

件法人について、本件新株発行から相続開始までの短期間に、本件株式の客観的交換価値を急落させるような事情が生じた気配はないこと、また、払い込まれた本件資金の客観的な交換価値が損なわれたことをうかがわせるような事情も見当たらないことから、本件株式を「S1+S2」方式による評価額が相続開始日ににおける本件株式の客観的交換価値を適正に示しているとみるのは、極めて困難なことといわざるを得ない。他方で、本件株式の価額を評価通達に定める純資産価額により評価すると、本件新株発行時の払込金額（本件資金の額）及び報告書による総額を、やや下回る形で近似している。」

「このような事実関係の下で、本件株式について形式的に評価通達を適用し、「S1+S2」方式の選択を許すことは、請求人らと同等の措置を採らなかった他の納税者との関係で、租税負担の実質的な公平を著しく害する結果になるといわざるを得ない。したがって、本件株式については、評価通達の定める「S1+S2」方式の選択を許すことが著しく不適当と認められる特別の事情があるというべきである。」

「よって、本件株式の時価は、純資産価額方式によって算定するのが合理的である。」

5. 本事案のポイント

本判決は重要な判例である最高裁 2022 年(令和 4 年)判決の判断枠組みにしたがってはいるものの、以下の点に留意すべきと考えられます。

(1) 評価通達 189 柱書きなお書き

裁決では同なお書きの適用要件該当性が認められ、A 社は株式保有特定会社に該当するものとされました。が、本判決では、具体的な主張立証がなかったとして、判断がなされていません。X が上場株式を売却した代金を本件新株発行により出資し、株式に該当しない有価証券の投資・運用を行うことによって、A 社の株式保有割合が約 89.2% から約 26.1% となっていること等の事情を踏まえると、本事案ではいわゆる株特外しを目的としたスキームが実行された蓋然性が高いと考えられます。

株式保有特定会社に該当するか否かが本事案の重要論点であると考えられるため、控訴審において、課税時期前の資産構成の変動に合理的な理由がなかったことの主張立証がなされるか否か、適用要件該当性がどのように判断されるかが注目されます。

(2) 相続税負担の著しい軽減の判断

本判決は、通達評価額によらない評価をすべき特別の事情はない、すなわち評価通達にしたがって併用方式により評価すべきであるとしました。特別の事情の有無の判断に当たっては、本件新株発行等がなかった場合と比較して併用方式では相続税の総額等が約 50% 減少するのにもかかわらず、あえて純資産価額方式を選択することもできるのだからと、純資産価額方式と比較して相続税の総額等の減少が約 3% 弱にとどまる点を指摘しています。そして、上記約 50% の減少は本件新株発行等により直ちに生ずるものではなく、純資産価額方式と併用方式とを選択できることにも起因するという説明をしています。

しかし、納税者が高い方の評価額をあえて選択して申告することは考えられず、そのような説明は論理として成立していないように思われます。本事案では従来株式保有特定会社に該当していた A 社の株式について、本件新株発行その他の行為が行われ、併用方式により評価できることになったという一連の行為全体を考慮すべきと考えられます。

また、X の孫が相続財産を取得したことによる相続税の 2 割加算は、あえて世代を飛ばして財産を承継することに対する税負担の加重措置であって、相続税負担の著しい軽減の有無を評価する際の消極的な要素とすることは適当ではないとも考えられます。

(3) 確定申告後の相続人らの行動

相続人らは 2014 年 8 月 13 日に A 社株式を併用方式により 1 株当たり 1,853 円として相続税の確定申告を行っています。その後税務当局による税務調査が開始され、調査が行われている最中の 2017 年 6 月 19 日に自ら A 社が株式保有特定会社に該当するものとして S1+S2 方式により 1 株 2,263 円として修正申告を行っています。同年 7 月 7 日に純資産価額により 1 株 3,443 円で更正処分等が行われると、相続人らは同年 12 月 8 日に併用方式により 1 株当たり 1,858 円として更正の請求を行っています。

おそらく、修正申告は税務調査により純資産価額方式によって評価される前に S1+S2 方式で先手を打つものと推測されますが、これにより税務当局の心象が悪化したことが想像できます。また、一度 A 社が株式保有特定会社に該当することを自ら認める内容の修正申告をした後に、併用方式による更正の請求を行うことも自己矛盾ととられる可能性があります。

このように、本事案における相続人らの行動からは、税務調査が開始した後の納税者の行動指針として参考になる点があるといえます。

さらには、2017 年の 7 月 31 日と 8 月 14 日に A 社による自己株式の取得によって 1 株当たり 3,736 円で A 社株式の譲渡を行い、直後に相続人らの一部が同額での株式引受けによる再出資を行っています。本件で問題となっていたのは A 社株式の相続税法上の時価であり、自己株式の取得の場面での評価額は一般的には法人税法上(所得税法上)の時価であるため評価軸が異なっているとはいえ、税務調査中に純資産価額に近い価格での譲渡に行っている点は注目です。

相続により取得した株式を自己株式の取得により譲渡した場合には、租税特別措置法第 9 条の 7 によるみなし配当の特例及び同法 39 条による相続税の取得費加算の特例がいずれも適用でき、当該譲渡はこれらの特例の適用期限の直前に行われています。当該譲渡を行って再出資しなかった相続人らは A 社株式をほとんど所得税負担なく A 社に譲渡してキャッシュを引き出せたものと考えられます。

The takeaway

本事案におけるスキームは相続開始前の短期間で実行されているということもあり、リスクが高いものだったといえます。実務においては、専門家によるリスク分析と納税者自身による十分な理解が必要であることはいうまでもありません。

係争中であるとはいえる、本判決は東京高裁 2024 年(令和 6 年)8 月 28 日判決に続き、最高裁 2022 年(令和 4 年)判決の判断枠組みによって総則 6 項事案の判断が行われた点に意義があります。しかし、控訴審においては、株式保有特定会社に該当するとされた上で純資産価額方式か S1+S2 方式かが争われる可能性もあるため、その動向を注視する必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

望月 文太

パートナー

深田 かおり

パートナー

林 雄高

パートナー

山内 良

パートナー

佐々木 真美

パートナー

塩谷 洋子

シニアマネージャー

斎藤 大志

シニアマネージャー

西尾 結

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 149 国に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.